明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務一九）　一
○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（外務二）　四
○国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同三）　六

〔告　示〕
○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務七七）　三
○政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件（同七八、八〇）　三
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同七九、八一）　三
○市町の境界確定の件（同八二）　三
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産四四一）　三三

〔公　告〕
諸事項
裁判所　三七
破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等　三七
独立行政法人国立病院機構職員の免職処分、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、中日本高速道路株式会社工事完了、型式適合認定、日本放送協会入札、税理士登録者・証票無効・登録まつ消、日本弁護士連合会（法律援助基金の支出・犯罪被害者法律援助基金・難民認定法律援助基金）に関する規則中一部改正　三七
関係
地方公共団体　三七
行旅死亡人関係
会社その他　三七
会社決算公告　三七

省令

○総務省令第十九号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十六日

総務大臣　原口　一博

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号イの表第一号中「第九十四号」の下に「。以下「健全化法」という。」を加える。

第三条第一項第三号イの表第十二号二のロ中「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を「健全化法」に改め、同表第六十六号中「平成十八年度末」を「平成二十年度末」に改め、同表第六十八号中「医療法第一条の五第一項に規定する病院を経営していない市町村について、次の各号によって算定した額（当該病院の運営費に対して行う市町村の助成の額」を「公的病院等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する病院をいう。以下同じ。）に対して助成を行っている市町村（医療法第一条の五第一項に規定する病院を経営していない市町村に限る。以下同じ。）について、次の各号によって算定した額（当該助成の額（同一の公的病院等に対して複数の市町村が助成を行っている場合においては、当該助成の額の合計額又は当該算定した額のいずれか少ない額を当該市町村の助成の額で按分して得た額）」に改め、同号一中「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する病院（以下「公的病院等」という。）」を「公的病院等」に改める。

第四条第一項第一号の表第十一号中「として道府県が当該年度において負担する」を「のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した」に改め、同表第十二号を削り、同表第十三号を同表第十二号とし、同表第十四号中「地域再生」を「地域力の創造・地方の再生」に改め、同号四を削り、同号を同表第十三号とし、同表第十五号中「情報通信格差是正事業」を「移動通信用鉄塔施設整備事業又は民放テレビ放送難視聴解消施設整備事業」に改め、同号を同表第十四号とし、同表第十六号を同表第十五号とし、同表第十七号を同表第十六号とし、同表第十八号中「規定する個別外部監査契約」の下に「（健全化法第二十六条第一項の規定に基づき締結されるものを含む。以下同じ。）」を、「とする。」の下に「ただし、当該契約を締結した一部事務組合、広域連合又は地方開発事業団（以下「一部事務組合等」という。）を組織する道府県にあつては、当該一部事務組合等が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とし、また、健全化法第四条第一項に基づく財政健全化計画（以下「財政健全化計画」という。）、同法第八条第一項に基づく財政再生計画（以下「財政再生計画」という。）及び同法第二十三条第一項に基づく経営健全化計画（以下「財政健全化計画等」という。）を複数策定しなければならない道府県又は一部事務組合等（以下この号において「道府県等」という。）であつて、二以上の財政健全化計画等にかかる当該監査を一の契約によることとした道府県等にあつては、総務大臣が調査した額が、策定を要する財政健全化計画等の数に、道府県にあつては一〇、一〇〇、〇〇〇円、一部事務組合等にあつては三、八五〇、〇〇〇円を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額とする。」を加え、同号を同表第十七号とし、同表第十九号を次のように改める。

十八　中小企業対策に要する経費があること。　次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

$$\{(A\times 0.5+B\times 0.3)-C\}\times\alpha$$